



低炭素社会および循環型社会構築に向けた 2018年度の取り組み

一般社団法人日本貿易会 地球環境委員会委員長
双日株式会社 サステナビリティ推進室長

なかほら けいこ
中原 慶子



地球環境委員会は、低炭素社会および循環型社会構築に向けて商社業界としての取り組みを推進しています。ここでは、当委員会がとりまとめた2018年度低炭素社会実行計画、循環型社会形成自主行動計画フォローアップを中心に紹介します。

1. 低炭素社会構築に向けた取り組み

(1) 産業界の取り組み

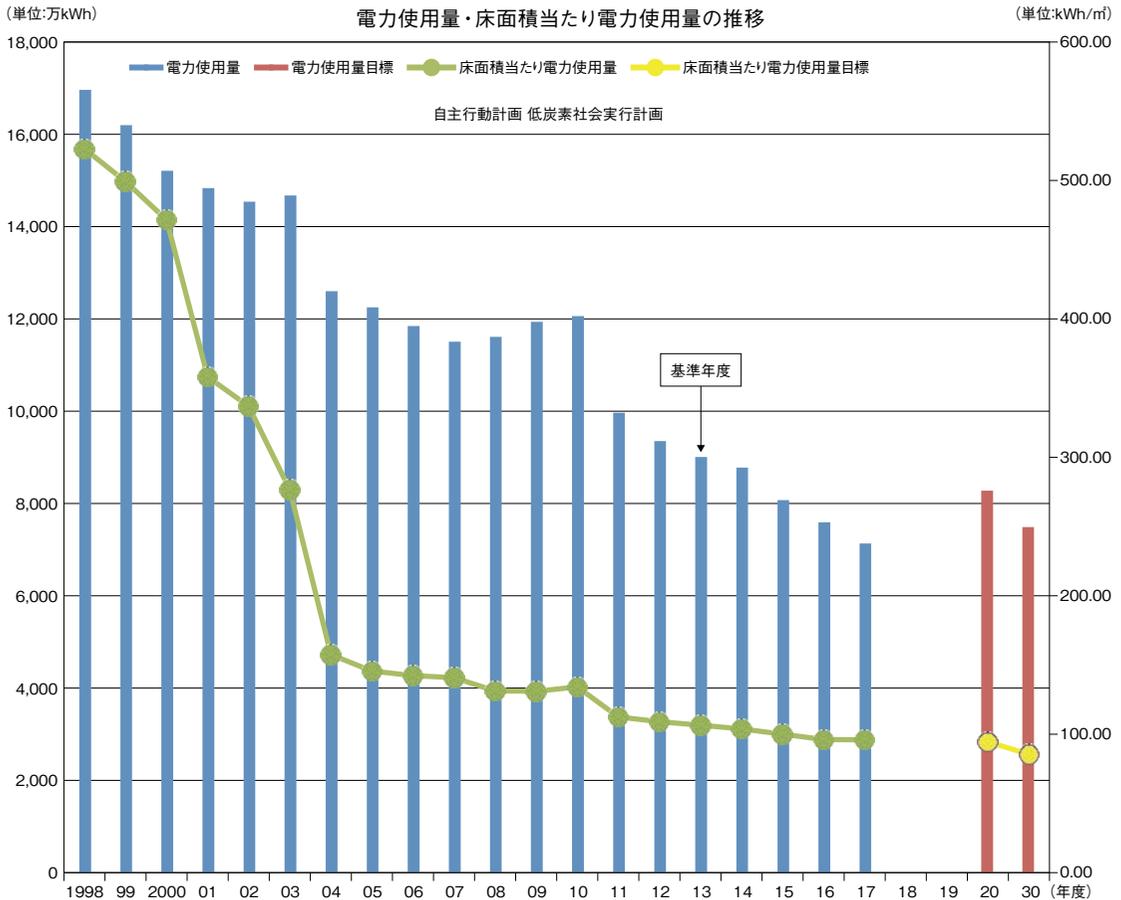
2016年11月に発効した「パリ協定」は、各締約国がその進捗を報告し、定期的に評価を受ける「プレッジ&レビュー型」の仕組みを採用しています。一方、わが国産業界は、経団連が1997年以来推進してきた「環境自主行動計画」(現在の低炭素社会実行計画)の「低炭素社会実行計画フェーズⅠ」(2020年度目標)、「低炭素社会実行計画フェーズⅡ」(2030年度目標)、ならびに循環型社会形成自主行動計画のフォローアップに協力し、それぞれの業界において目標の進捗状況を把握してその達成に尽力しています。当会もその一翼を担っており、地球環境委員会委員各社、法人正会員各社のご協力を得て活動しています。

(2) 日本貿易会(商社業界)の取り組み

当会は、低炭素社会構築に向けた政府、経団連の取り組みに賛同し、1998年度から、経団連環境自主行動計画(現在：低炭素社会実行計画)へ参加するとともに、2007年度からは経済産業省のフォローアップ調査にも参加しています。また、当会においても当委員会が中心になって2002年2月に「環境行動基準」を制定し、2010年6月には「商社環境行動基準」に改定して、商社業界の環境行動の在り方を示し、商社業界の課題として取り組んでいます。

商社業界のCO₂排出は、子会社等を含めると他業種との重複が生じ、バラエティーにも富み過ぎて一律の目標設定・管理ができないため、当会は、削減目標設定の対象を会員

図1：電力使用量・床面積当たり電力使用量の推移および2020年度、2030年度目標



(注)継続的なデータ把握が可能な28社ベース。

会社単体の国内オフィスにおける床面積当たりの電力使用量として、省エネ努力によるエネルギーの効率的使用を図ることとしています。

具体的には、当会は、2018年7月に目標を再改定し、2020年度の床面積当たりの電力使用量(kWh/m²) [以下「電力使用原単位」] を2013年度比で6.8%削減し99.3 kWh/m²とすることを目標としました。また、長期的な目標としては「2030年度の電力使用原単位を2013年度比で15.7%削減するように努

めること」を掲げました。これは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」で求められている努力目標（中長期的にみて年平均1%以上を低減させること）を参考にしており、さらに努力を継続することにより達成可能と考えられる最大限の目標として、年率1%減を前提に掲げたものです。

2017年度実績における電力使用原単位は95.91kWh/m²となり、目標をすでに達成した形になりましたが、2015年ごろから数社の本社移転計画が始まったことによる仮社屋

への移転に伴う床面積減少が影響した一時的な現象と考えられ、本社移転が完了した後はリバウンドがあるものと予想しています。2018年7月に再設定した目標の基準年度を2013年度としたのも、この変動要因に影響を受けない年度を基準としたいとの考え方に基づくものです。

延べ床面積は2004年度以降、80万㎡規模で推移していましたが、2009年度以降は徐々に減少しており、上記の事情から2016年度、2017年度は75万㎡程度まで減少しました。一方、電力使用量は2011年度以降2014年度まで9,000万kWh程度で推移していましたが、2015年度以降は7,000万～8,000万kWhに減少しています。

なお、これら電力使用原単位の実績・目標は、当会の正会員42社で低炭素社会実行計画に参加する企業のうち、継続的なデータ把握が可能な28社ベースの電力使用量および延べ床面積から算出しています。

(3) 商社各社における取り組み

目標達成に向けて参加各社は、①省エネ設備等の積極導入、②エネルギー管理の徹底、③啓蒙活動の推進を主要な要件として従来から活動し、持続的に成果を上げてきました。今後は、個社の事情によるものの、エネルギー効率の向上を見込めるオフィスの刷新なども見込まれています。また、省エネ・環境配慮・環境低負荷型事業（LED照明・バックライトの開発販売、ビル施設でのBEMS利用、モバイルワーク制度導入等）や、物流の効率化（モーダルシフトの推進、物流拠点の統廃合、低燃費車の導入等）といった製品・サービス等を通じた低炭素

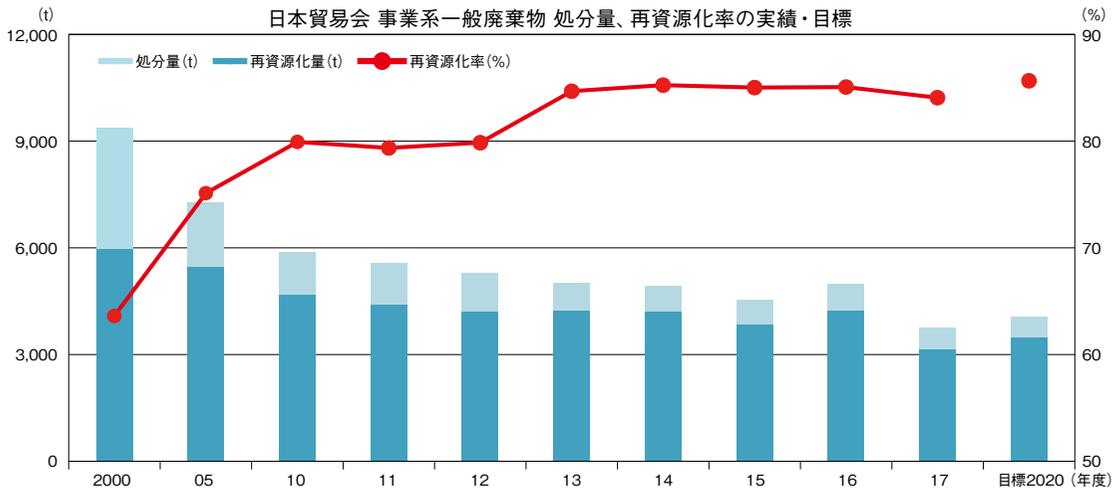
社会構築に向けた取り組みに加え、森林吸収源の育成・保全や海外各国における熱帯雨林再生、鉱山緑化、生態系保全活動等も実施しています。

(4) 海外におけるCO₂削減貢献

これまで行ってきたフォローアップの定量的な調査は、国内のみを対象としていましたが、2018年度は、初の取り組みとして、経団連の呼び掛けによる全世界を対象としたグローバル・バリューチェーン（GVC）を通じた削減貢献の見える化に参加しました。

総合商社各社は、長年取り組んできた発電設備建設の一括請負や保守点検等のサービス提供に関わるノウハウを活用して全世界でIPP事業を展開しており、中でも近年は再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス等）発電事業を拡大しています。そこで、地球環境委員会メンバー21社を対象にアンケートを行い、その結果をとりまとめて経団連に提出しました。同会では、各団体が提出した結果を日英両文でまとめ、公表しています。試算に当たっては、設備の建設・運用・保守に伴うCO₂排出はゼロと仮定し、2017年4月から2018年3月の1年間における発電量に、入手可能な直近の当該国または地域の排出係数（t-CO₂/kWh）を乗じてCO₂削減量を算出する方法を取りました。その結果、該当ありとした7社において2017年度に全世界（除く日本）31カ国で91件が稼働済みであり、総発電設備容量（グロスベース）は1,825万kW、CO₂削減貢献量（ネットベース）は456万tと、商社が海外のCO₂削減に大きく貢献していることを示すことができました。

図2：日本貿易会 事業系一般廃棄物 処分量、再資源化率の実績および2020年度目標



(注)1. 発生量÷再資源化量+処分量、再資源化率=再資源化量÷発生量

2. 2000年度以降の継続的なデータ把握が可能な16社ベース

2. 循環型社会構築に向けた取り組み

(1) 産業界の取り組み

政府は、循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づいて天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会の形成に向けた諸施策を推進してきました。

産業界では、1991年に経団連が地球環境憲章を制定して環境保全に向けて自主的かつ積極的に取り組んでいくことを宣言し、1997年に環境自主行動計画を策定しました。この自主行動計画（廃棄物対策編）は36業種137団体（1997年当時）が参加するもので、1997年以降、毎年、業種ごとに設定した目標達成に向けた進捗状況のフォローアップを行っています。

(2) 日本貿易会（商社業界）の取り組み

当会は循環型社会構築に向けた経団連の取り組みに賛同し、1998年度から環境自主行動計画（循環型社会形成編）に参加しています。ただし、商社は、業態として産業廃棄物

の排出・最終処分量の目標策定になじまないため、参加企業単体の主なオフィスビルから排出される事業系一般廃棄物を対象として目標を策定しています。

設備の更新時を中心とする3R（Reduce、Reuse、Recycle）に資する設備導入、管理体制整備、啓蒙活動推進による社員の意識向上の取り組み等により目標達成に努めた結果、参加各社の2017年度の最終処分量合計は0.6千t（2000年度比82.4%減）、再資源化率84.1%であり、2017年12月に設定した2020年度目標、処分量2000年度比80%削減（0.6千t以下に削減）、再資源化率86%以上、等を達成しつつあります。

※上記は事業系一般廃棄物を対象としており、最終処分量、再資源化率の実績・目標は、2000年度から継続してデータ把握が可能な16社ベースとしています。カバー率向上については、広く法人正会員に参加を呼び掛けており、2017年度フォローアップには、日本貿易会 法人正会員（42社）のうち26社が参加しています。

(3) 商社各社における取り組み

参加各社は事業系一般廃棄物の最終処分量

削減および再資源化率向上の目標達成に向けて、発生量抑制（保管期限終了書類の溶解処理、廃棄物量、コピー紙購入量等の集計・公表等）、再資源化量拡大（分別回収の細分化、シュレッダーゴミの再資源化）、等の対策を実施しています。また、国内外の事業活動においても循環型社会構築に寄与しており、製品リサイクルや有害物質の処理、素材・材料・商品回収技術の開発、原材料使用量削減等の省資源化を行っています。その他にも、循環型製品の販売・普及促進、資源の効率的利用促進、代替品の開発・普及、リサイクル商品の用途開発・普及、啓発・サービスに資する事業、国際資源循環に関する取り組み等を積極的に行っています。

3. 政府・地方公共団体に対する要望等

2018年度フォローアップ調査において、各社から政府・地方公共団体に対する要望等についての意見を集め、以下の要望を経済産業省、経団連に提出しました。

(1) 低炭素社会実行計画

- ・省エネ補助金やその他インセンティブの充実
- ・再生可能エネルギー発電事業、蓄エネルギー事業の支援施策やインセンティブの拡充。国と自治体の二重行政の排除（改正省エネ法に基づく届け出と条例に基づく届け出の重複感等）
- ・電力のCO₂排出係数低減。金属類採取と都市鉱山からのリサイクルによるCO₂排出の差異の算定基準を設定
- ・関係省庁間での統一感を持った施策の推進。国際的な気候変動イニシアティブを参考とした、法規制等整備の検討

(2) 循環型社会形成自主行動計画

- ・動植物性残渣^{ざんさ}の産業廃棄物処理指定業種の認可対象を商社まで拡大
- ・複数の自治体をまたぐ廃棄物処理における自治体ごとの条例等による規制や枠組みを超えた広域的な運用の実施
- ・容器包装リサイクル法の運用について、捕捉率を上げる努力を強化するとともに、負担逃れが発生しない代替の方策を検討
- ・海洋プラスチック問題における使い捨てプラスチックの使用削減、バイオマスプラスチックの普及等に取り組む企業・小売店等に対するインセンティブ付与

4. 終わりに

温室効果ガスの排出削減、および廃棄物最終処分量削減のいずれも、国内では、これまでと同様の、継続的努力を通じた削減の余地は限定的となってきています。これに対しては、革新的な技術開発等による削減努力を一層強化するとともに、日本が培ってきた先進的な技術を活用することで、相対的に削減余地の大きい海外での削減に貢献することが推奨され、両計画における調査対象項目にも含まれています。

商社業界としては、これまでも再生可能エネルギーの開発や廃棄物処理・リサイクル、環境配慮型製品の拡販などで、海外において着実に貢献実績を積み上げてきていますが、今後とも国内での目標達成に向けた活動とともに、海外における削減貢献にも着実に取り組んでいきます。

